

きぬの会会則

第1条（名称） この会の名称を「きぬの会」とする。

第2条（目的） この会は、東京都立片倉高等学校PTA・OB、歴任教職員の会員の親睦を深めることを目的とする。

第3条（会員） 会員は、東京都立片倉高等学校PTA・OB及び歴任教職員とする。

第4条（役員選出） 役員を選出は、会員相互で行う。

第5条（役員） 代表 1名
会計 1名以上

第6条（会費） 会費は、年間1,000円とする。

第7条（所在地） この会の事務局は、代表宅とする。

第8条（設立年月日） この会の設立年月日は、昭和62年11月7日とする。

附則 役員は、次の者とする。

代表 松本 成仁
東京都青梅市滝ノ上町1333-1 スプリングパレス青梅303号

会計 太田 祥子
東京都八王子市松木3-8-101